

千葉市公告第860号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年11月10日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

住居地等記録端末導入業務委託

(2) 契約概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

本市が指定又は承認する場所

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和2年度から令和6年度の間、本市又は国、都道府県若しくは他の地方公共団体において、同種の業務を履行した実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話：043-245-5134（直通） 電子メール：kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「業務委託」  
(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/itaku/index.html>) に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告の日から令和7年11月19日（水）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和7年11月18日（火）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

令和7年11月21日（金）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

5 入札説明書等の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「業務委託」  
(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/itaku/index.html>) に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年11月26日（水）10時00分

（郵送の場合は、令和7年11月25日（火）午後5時00分までに契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。）

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎高層棟8階 本庁M801会議室

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

(3) 入札金額

総価で行う。

当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条（昭和40年千葉市規則第3号）に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第7条による。

(5) 最低制限価格

有

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったも

のを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉県契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

9 その他

- (1) 契約保証金 要。ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は免除とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 詳細は、入札説明書による。